

# 確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令

確定拠出年金運営管理機関に関する命令（平成十三年内閣府令第六号）  
厚生労働省

改正案	現行
<p>（登録の拒否に係るその他の者）</p> <p>第四条 確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号。以下「令」という。）第四十九条第三号の主務省令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一～十三 （略）</p> <p>十四 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十二条第一項、第五十三条第三項又は第五十七条の六第三項の規定により同法第二十九条の登録を取り消され、その処分の日から五年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合において、その処分の日前三十日以内に当該法人の役員であった者で、その処分の日から五年を経過しないもの）</p> <p>十五・十六 （略）</p>	<p>（登録の拒否に係るその他の者）</p> <p>第四条 確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号。以下「令」という。）第四十九条第三号の主務省令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一～十三 （略）</p> <p>十四 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十二条第一項又は第五十三条第三項の規定により同法第二十九条の登録を取り消され、その処分の日から五年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その処分の日前三十日以内に当該法人の役員であった者で、その処分の日から五年を経過しないもの）</p> <p>十五・十六 （略）</p>

## 附 則

この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年四月一日）から施行する。